

みなと元町タウン憲章

1. みなと元町タウンは、地域関係者や来街者等の出会いを大切にし、お互いの親睦と交流を深めながら、まちの安全・安心ネットワークづくりに努めます。
2. みなと元町タウンは、海と山に最も近いミナト神戸の個性を継承したクラシカル・モダンな都心のオアシスづくりをめざします。
3. みなと元町タウンは、公共の福祉向上のために、各人とまちのバランスある発展に協力しあい、連帯していきます。

平成 14 年 3 月 8 日 みなと元町タウン協議会

- 私たちは、平成 8 年に確立した震災復興・みなと元町タウンオアシス構想の実現をめざして、地域関係者や事業者がお互いに連携・協力しあうことを目的に本憲章を定め、これを尊重します。
- 私たちは、震災の教訓に学び、憲章の運用・普及を通じて地域関係者の親睦と交流を深め、安全・安心ネットワークと地域福祉の向上に努めます。
- みなと元町タウンエリアで建替・開発行為や居住・営業（テナント）等を行なおうとする者は、建築確認等行政許認可手続き前に、その旨の申し出を協議会に行なう地域のマナーに協力していただきます。

みなと元町タウン協議会 区域図



事務局／神戸市中央区元町通 3 丁目 13 番 1 号 協和会館内
TEL・FAX 078-391-0831 E-mail motomachi@eco.ocn.ne.jp

みなと元町タウン憲章 運営内規

(総則)

第1条 本運営内規は、みなと元町タウン憲章（以下「本憲章」という。）に掲げるまちづくりの目標の達成のため、みなと元町タウンエリア（以下「本エリア」という。）で建替え・開発行為や居住・営業（テナント）等を行おうとする者に対して、建築確認等行政許認可手続き前に、みなと元町タウン協議会（以下「本協議会」という。）から遵守いただきたい事項として要請する内容を具体的に示します。

(建築物の用途の制限)

第2条 本エリアにおいては、次に掲げる用途の建築物等は建築できません。ただし、本憲章を採択した平成14年3月8日以前より現存する下記の施設が同面積以内の改築、修繕等を行う場合はこの限りではありません。

- (1) ラブホテル、個室付浴場、パチンコ屋、ゲームセンター等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項及び同条第6項に定めるもの
- (2) カラオケボックスその他これらに類するもの

(街なみ景観への配慮)

第3条 本エリアで建築物等の新築、増築、改築、撤去、大規模の修繕、宅地の造成その他の土地の形質の変更、その他街なみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、本協議会定例会に出席し、行為の内容を説明の上、関係者の了解を得よう努めます。

(屋上広告物及び壁面広告物の掲出の制限)

第4条 本エリアの建築物等の屋上部分に掲出する屋上広告物及び外壁面に掲出する壁面広告物は、当該ビルの所有者もしくは当該ビルテナントの自家用のみとし、貸広告は掲出できません。但し、付則第2条の本運営内規効力発行日以前より既に掲出されている貸広告にあっては、この限りではありません。

- 2 前項但し書きの貸広告につき、建物所有者の意思によって全撤去した場合は、再掲出できません。

(敷地の緑化等と維持・管理)

第5条 本エリア内の土地建物所有者、管理者及び居住者並びに営業者は、自己が所有もしくは管理する敷地の緑化に努めます。

- 2 前項に掲げる者は、空地や屋外駐車場について、敷地周辺の緑化等、修景に努めます。
- 3 第1項に掲げる者は、自己が所有もしくは管理する土地や建物について、いつまでも美しい状態を維持するよう努めます。

(その他の活動)

第6条 前条第1項に掲げる者は、本エリアの清掃活動や緑化運動等、美しい街なみを形成・維持するための活動を互いに協力して推進します。

(付則)

第1条 本運営内規は、平成23年11月11日より効力を発する。

第2条 本運営内規は、平成29年12月2日より効力を発する。（第4条の追加）